

令和5年稲敷市農業委員会第6回総会

[6月12日]

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条(届出—中間管理機構・円滑化団体の取得)
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)
日程 4 報告第3号 農地法第18条(通知)
日程 5 議案第1号 農地法第3条(委員会)
日程 6 議案第2号 農地法第4条(知事)
日程 7 議案第3号 農地法第5条(知事)
日程 8 議案第4号 現況証明(農委処分)
日程 9 議案第5号 基盤強化法第19条(農用地利用集積計画の公告)
日程10 議案第6号 農地中間管理事業法19条の2(農地利用集積計画一括方式)
日程11 議案第7号 【機構転貸(中間管理権:基盤法)】農地中間管理事業法第18条7項(農用地利用配分計画の公告)
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
日程 9 議案第5号
日程10 議案第6号
日程11 議案第7号
-

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	18番	川島昇君

7番	吉田武君	19番	根本脩君
8番	内田和新君		
9番	宮本信夫君		
10番	黒田和夫君		

欠席委員

17番 篠崎文夫君

出席説明員

農業委員会事務局長	中島臣哉君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和5年6月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、17番篠崎文夫君委員の1名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん7名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。

お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は5番村山文雄委員、6番木内昌秀委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。

申請番号1番、浮島宇尾島と西ノ洲字西ノ洲、田3筆、14,580㎡について、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから6ページまでの10件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書7ページから12ページまでの7件でございます。

申請番号1番から3番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。申請番号4番から7番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 13ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」

売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件でございます。

申請番号1番 下馬渡字宅地添、田1筆、畑1筆、907㎡についてでございますが、受人が農業経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

申請番号2番 上之島字上ノ島、他1地区、田2筆、5,479㎡についてでございますが、受人が耕作地を受贈するものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受入となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、高須一郎委員より報告をお願いいたします。

○16番（高須一郎君） 16番高須です。申請番号1番について、報告いたします。

6月8日に宮崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック2台を所有しております。農作業従事日数は200日、経営面積540アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、わたくし根本より報告いたします。

19番根本です。申請番号2番について、報告いたします。

6月7日に高城推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積54アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたし

ました。

日程6 議案第2号 農地法第4条 (知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第2号「農地法第4条(知事)」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 14ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第4条(知事)」でございます。

申請番号1番 沼田字下沼田、田1筆、499㎡についてですが、申請地は、市街化調整区域、土地改良区域除外済で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、現在、自宅で飲食店を経営しておりますが、長男へ居宅および店舗を引き継ぐこととなったため、新たに自己住宅を建築するものでございます。事業計画は、木造平屋建て1棟、151.95㎡の自己住宅を建築し、取水は井戸、汚水・雑排水は、浄化槽処理後排水路へ放流する計画です。なお、申請地は第1種農地と判断いたしましたが、農地法施行規則第33条の4、住宅等の施設で集落に接続して設置されるものに該当します。これで、議案第2号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を村山委員よりお願いいたします。

○5番(村山文雄君) 5番村山です。申請番号1番について、去る7日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、自己住宅用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(根本 脩君) これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第4条(知事)」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 農地法第5条 (知事)

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「農地法第5条」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 15ページをお開き願います。

議案第3号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字中寄合、畑1筆、1, 856㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、540ワットパネル192枚設置。非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地や山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約も了しております。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○7番（吉田 武君） 7番吉田です。申請番号1番について、去る7日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 16ページをお開き願います。

議案第4号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付7件でございます。

申請番号1番 堀川字草切、田1筆、28㎡についてですが、昭和47年頃より宅地として利用されており、農用地区域および土地改良区域の除外済みで、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 月出里字花指、畑1筆、3, 195㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号3番 下馬渡字宅地添、畑1筆、1,281㎡についてですが、昭和32年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号4番 佐倉字姫宮、他1地区、畑2筆、973㎡、宅地については30年以上前より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付され、荒廃地については耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 町田字峰添太田、田2筆、452㎡についてですが、昭和54年頃より宅地および雑種地として利用されており、撮影年月日、平成6年11月4日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号6番 江戸崎字芝ヶ谷、畑1筆、496㎡についてですが、平成7年頃より宅地として利用されており、茨城県発行の建築台帳記載証明書と始末書が添付された申請になります。

申請番号7番 犬塚字水たれ、畑1筆、573㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番(川島 昇君) 18番川島です。申請番号1番について、去る7日、遠藤委員と推進委員の荒井委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和47年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番(横田悌次君) 3番横田です。申請番号2番について、去る7日、村山委員と推進委員の古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号3番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番(高須一郎君) 16番高須です。申請番号3番について、去る7日、吉田委員と推進委員の宮崎委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和32年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、申請番号4番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○9番(宮本信夫君) 9番宮本です。申請番号4番について、去る7日、山下委員と推進委員の坂本委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、30年以上前より宅地として利用しているものは国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をし、荒廃地については周囲の状況

から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号5番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○13番（山口和彦君） 13番山口です。申請番号5番について、去る7日、内田委員と推進委員の中沢委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和54年頃より宅地として利用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号6番、7番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。申請番号6番、7番について、去る7日、宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号6番は、平成7年頃から宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認しました。申請番号7番は、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程9 議案第5号 基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）

○議長（根本 脩君） 議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を議題いたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 18ページをお開き願います。

議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

新規設定が、23件、34筆、68,090㎡、再設定が、1件、7筆、6,809㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、20ページの申請番号5につきましては、登記地目は原野ですが、現況は田です。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「基盤強化法第19条（農用地利用集積計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程10 議案第6号 農地中間管理事業法19条の2（農地利用集積計画一括方式）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「農地中間管理事業法19条の2（農地利用集積計画一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 31ページをお開き願います。

議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。

今回は、5件、29筆、65,649㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「農地中間管理事業法第19条の2【農地利用集積計画一括方式】」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程11 議案第7号 【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第7号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 35ページをお開き願います。

議案第7号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」についてでございます。

基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画（利用権設定）について、基盤強化法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、農用地利用集積計画案を決定するためご審議を求めるものでございます。再配分が4件、19筆、36,252㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第7号「【機構転貸（中間管理権：基盤法）】農地中間管理事業法第18条7項（農用地利用配分計画の公告）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これもちまして、令和5年6月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時38分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

5 番委員 村 山 文 雄

6 番委員 木 内 昌 秀